

杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針の実施に関する要綱

(平成29年12月1日環境局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針（平成29年12月1日策定）に基づく自粛要請にもかかわらず、本市域内に石炭火力発電所の立地を検討しようとする者が、計画段階環境影響評価を適切かつ円滑に行うための手続等に関し必要な事項を定め、もって本市の良好な環境を保全し、市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 石炭火力発電所 事業用電気工作物であって、火力を原動力とする発電用のもののうち、発電のための燃料として石炭を使用するものをいう。
- (2) 事業者 本市域内への石炭火力発電所の立地を検討しようとする者をいう。
- (3) 計画段階環境影響評価 事業者が、石炭火力発電所の立地に係る計画の立案の段階において、当該計画が環境へ及ぼす影響について、調査、予測及び評価を行うことをいう。
- (4) ゼロ・オプション 石炭火力発電所の立地に係る計画の事業を実施せずに事業目的を達成する案のことをいう。

(配慮書の作成)

第3条 事業者は、ゼロ・オプションを含めた複数の計画案を策定し、当該計画案ごとに計画段階環境影響評価を行うとともに、次の各号に掲げる事項を記載した計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）を作成するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業の名称、目的及びゼロ・オプションを含めた複数の計画案の内容
- (3) 事業を実施しようとする区域その他の事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下「関係地域」という。）の範囲及びその概況
- (4) 第2号の複数の計画案について、計画段階環境影響評価の項目ごとの調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの
- (5) 計画段階環境影響評価の総合的な評価
- (6) 計画段階環境影響評価の全部又は一部を他の者に委託して行った場合には、その者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(配慮書の提出等)

第4条 事業者は、配慮書を作成したときは、市長に対し、当該配慮書及びこれを要約した書類

(以下「要約書」という。)を提出するものとする。

2 事業者は、前項の規定による提出を行った後、配慮書について環境の保全及び創造の見地からの意見を求めるため、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他これに類する適当な方法により、配慮書を作成した旨その他次の各号に掲げる事項を公告し、公告の日から起算して1月間、当該配慮書及び要約書をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所(法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 事業の名称、種類及び規模

(3) 事業を実施しようとする区域の位置

(4) 事業に係る関係地域の範囲

(5) 配慮書及び要約書の閲覧方法及び期間

(6) 配慮書について環境の保全及び創造の見地からの意見を公募する旨並びに当該意見の公募期間及び提出先

3 市長は、第1項の規定により配慮書及び要約書の提出を受けたときは、当該配慮書及び要約書の写しをインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(配慮書説明会の開催等)

第5条 事業者は、前条第2項に規定する公表の期間内に、関係地域内において、配慮書の記載事項を周知させるための説明会(以下「配慮書説明会」という。)を開催するものとする。ただし、当該関係地域内に配慮書説明会を開催する適当な場所がないときは、市長と協議の上、当該関係地域以外の地域において開催することができる。

2 事業者は、配慮書説明会を開催するときは、その開催を予定する日時及び場所を定め、市長に通知するとともに、これらを配慮書説明会の開催を予定する日の一週間前までに、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載、印刷物の配布又は回覧、掲示板への掲示その他これらに類する適当な方法のうち、2以上の方法により公告するものとする。

3 事業者は、配慮書説明会の開催に当たっては、要約書を配布するとともに、配慮書の内容の具体的かつ平易な説明に努めるものとする。

4 事業者は、配慮書説明会を開催したときは、その概要を書面により市長に報告するものとする。

(配慮書についての意見の公募)

第6条 事業者は、配慮書について環境の保全及び創造の見地からの意見を有する者から、意見書の提出により、意見を求めるものとする。

2 前項に規定する意見の公募の期間は、第4条第2項の公告の日から、同項に規定する公表の期間が満了する日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間とする。

3 事業者は、意見を公募する際、郵便、ファクシミリ及びその他事業者が必要と認める方法に

より提出を求めるものとする。この場合、氏名及び住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）の記載を求めるものとする。

- 4 事業者は、第2項に規定する期間を経過した後、速やかに、第1項の規定に基づき提出された意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類並びに同項の規定に基づき提出された意見書の写し（意見書の提出がない場合には、これらに代えてその旨を記載した書面）を市長に送付するものとする。

（仙台市環境影響評価審査会への報告等）

第7条 事業者は、配慮書の内容並びに前条第2項の意見の概要及び当該意見についての事業者の見解について、仙台市環境影響評価審査会へ報告するとともに、同審査会から意見を聴くものとする。

- 2 事業者は、前項の意見及び当該意見についての事業者の見解を記載した書類を市長に提出するものとする。

（市長の意見）

第8条 市長は、第3条から前条までの手続の結果を踏まえ、当該石炭火力発電所の立地に関し、必要な意見を述べるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その旨及び当該意見の内容を公表するものとする。

- 3 事業者は、第1項の意見及び前条第1項の意見を尊重するとともに、第6条第1項の意見に配慮し、立地を検討するものとする。

（仙台市環境影響評価条例との関係）

第9条 事業者は、仙台市環境影響評価条例（平成10年仙台市条例第44号）第7条第1項で定める方法書等の提出の前に、あらかじめ第3条から前条までに規定する手続を行うものとする。

（雑則）

第10条 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2章第1節の規定により行われた計画段階配慮事項の検討その他の手続は、この要綱の相当する規定（第5条の配慮書説明会の開催に係る規定を除く。）により行われたものとみなすことができる。

附 則

この要綱は、平成29年12月1日から実施する。